福 祉 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

令和８年６月１６日

忠　岡　町　議　会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日　時　令和８年６月１６日（火）午前１０時００分開会
場　所　委員会室

１．出席委員

福祉文教常任委員会委員長		尾﨑　孝子
〃	副委員長	小島みゆき
〃	委員	高迫　照子
〃	委員	田辺　みき
〃	委員	前川　和也

１．欠席委員

なし

１．出席理事者

町　　長	是枝　綾子	教 育 長	大塚　　孝
健康福祉部長	二重　幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
福祉課長	森野　英三		大谷　貴利
こども課長	藤原　直臣	こども課参事	木下　浩美
健康づくり課長	泉　　亜希	教育部長	柏原　憲一
教育部理事兼学校教育課長	大西　裕貴	教育課長	伊藤　　真

１．本議会の職員

事務局長	南　　智樹
係　　長	酒井　宇紀

委員長（尾﨑　孝子議員）

おはようございます。委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

このたび、さきの第１回臨時会において委員皆様のご推挙を頂き、当常任委員会の委員長に私、尾﨑孝子が、そして副委員長に小島みゆき議員が就任することになりました。微力ではございますが、円滑かつ公正な委員会運営に努め、付託された案件の審査に真摯に取り組んでまいります。

つきましては、本委員会が委員会として機能を十分に果たせるよう、委員の皆様には多大なるご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。着座させていただきます。

ただいまから、福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前１０時００分」開会）

委員長（尾﨑　孝子議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立しております。

委員長（尾﨑　孝子議員）

会議録署名委員は、委員会条例第２６条の規定によりまして、６番・高迫照子委員を指名いたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

開会に先立ち町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝　綾子町長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

町長。

町長（是枝　綾子町長）

皆さんおはようございます。議員皆様におかれましては、公私ご多忙のところ、早朝より福祉文教常任委員会にご参集くださいまして、誠にありがとうございます。

今朝の明るい兆しが見えたようなニュースがありました。アメリカとイランが戦闘終結で合意したという報道であります。アメリカとイスラエルによる２月２８日から始まった戦闘は、多くの貴い命が犠牲となり、日本や世界経済に大きな影響を与えただけに、１９

日の覚書の署名が確実に行われて、そしてそれが実行されるということを心から願うところであります。

さて、本町では、令和８年度４月からこども誰でも通園制度を開始し、こども園等に通っていない未就園児が保育サービスを利用できる環境を整備しております。さらに、５月には、こどもスマイルセンターを開設し、６月にはファミリーサポートセンター事業を開始するなど、子育て支援体制の充実を図っているところであります。

忠岡町こども家庭センター（こどもスマイルセンター）は、現在、場所としてはこども課の中にありますが、この秋の児童館の中での設置に向けて準備も並行して行っております。本町といたしましても、子育て支援について一つ一つ整備をしてまいりたいというふうに思っております。

本日は、６月１１日の本会議にご提案させていただきました議案のうち、福祉文教常任委員会に付託されました後期高齢者医療広域連合規約の改正の案件でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございました。

６月１１日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案１件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者はページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

では、案件．令和８年第２回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題とします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

議案第２６号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷健康福祉部次長兼保険課長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

議案書の１８ページをお願いいたします。議案第２６号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を得て、大阪府知事の許可を得る必要があるため、本議会に上程するものであります。

改正内容につきましては、議案資料の３３ページ、議案第２６号保険課資料１によりご説明を申し上げます。

規約改正の背景でありますが、社会保険診療報酬支払基金法の改正により、今年１０月から社会保険診療報酬支払基金の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されます。現在、大阪府後期高齢者医療広域連合規約では、社会保険診療報酬支払基金の名称が使用されているため、文言を変更するものであります。

条文の改正箇所は、議案資料３４ページ、保険課資料の２、新旧対照表のとおりでございます。右側が改正前で、第１７条第１項第４号の「社会保険診療報酬支払基金」の文言を、左側の改正後の「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるものであります。

この規約改正により、広域連合と関係市町村の事務における影響はございません。

説明は以上のとおりでございます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫　照子議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員、お願いします。

委員（高迫　照子議員）

今、説明の中で文言変更だけだということだったんですけど、影響も出ないということですけども、今後ずっと影響が出ないのでしょうか。直近、今すぐは影響が出なくてという意味でしょうか。よろしくお願いします。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷健康福祉部次長、お願いします。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

今回、この改正に至る経緯でございますが、医療法等の一部を改正する法律により、社会保険診療報酬支払基金法の改正で、同基金を診療報酬の支払業務と医療ＤＸ業務の両方

の運営に係る母体とするために、法人の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることになりました。

法律名も医療情報基盤・診療報酬審査支払基金法という名称に同時に改正をされます。また、これに併せて、支払機構の目的であったり、組織体制、業務などの見直しを行うというふうなことが、まずこの支払基金のレベルで、まずそういうふうな機構の見直しがあったということで、名称が変わると。それに影響を及ぼす部分をこの規約の中に持っていますので、まずはそこを変えていくというのが今回の趣旨でございますので、今のところ業務とかですね、そういった仕事の中身に関しては影響はございません。

ただ、将来的にこの新しい組織になったことによって、何かの影響が出てくるのかどうかということにつきましては、これは今後将来の話になってきますので、全くそういう意味では影響はないこともないのかなというふうには思いますのが、今のところは影響ないということで、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（高迫　照子議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

このように文言を変えていくということは、医療ＤＸを推進していくための医療機関とか、患者の電子カルテの情報を共有する新たな仕組みに、効率化するための仕組みになっていくのではないかなという懸念があるんです。

それで、小さな病院、私の通ってる病院はまだ紙カルテです。で、そういうところにも、先ほど業務の見直しということがありましたが、いろんな電子カルテとか医療情報システムなんかの整備をしていくと思うので、そういうことが強制的に義務化につながっていくという懸念はないのでしょうか。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

ちょっとなかなかね、その辺のレベルの話になってきますと、我々がどうのこうのとちょっと言えるものではないんですけども、そもそも医療のＤＸというものをですね、国がしていかなければいけないということで取り組んでいるというのが現状でございます。

要するに、今、医療現場では人材不足が深刻化していたりとかですね、で、ほかの業界に比べると、医療分野においてはデジタル化が遅れているというふうなこともあったりですね、そもそも医療従事者の方の長時間労働が常態化しているとかですね、そういった医

療を取り巻く現場の問題であったりとかですね、これからのそういうデジタル社会に対応できていない部分がまだまだあるということですので、国としてはその辺を効率的に医療ができ、医療ということが滞りなく将来に向けてできていくというふうなことを目指しての改革だというふうに聞いております。

なかなかそれが、我々のレベルになると見えにくい部分でございます。確かに地域のお医者さんにも、もちろんそういう面では影響はあると思いますが、なかなかその辺はですね、我々がどういう影響があるのかということにつきましては、この場ではちょっと申し上げることはできませんが、全体的にはそういう、今、医療を取り巻く諸問題がございますので、そういったことを解決していくための今回の法改正というふうに認識しております。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

ありがとうございました。これからどういうふうにこの医療ＤＸの推進が運ばれていくのか、そこら辺はちょっと不透明な部分もあるし、いろいろ懸念される部分もあるかと思います。

次、質問していいですか。

委員長（尾﨑　孝子議員）

はい。

委員（高迫　照子議員）

医療情報の集約、共用が進む中で、患者のプライバシーの保護という点で、目的外使用などが起こるのではないかなという懸念がされるんですけど、そこら辺りはどうなんでしょうか。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

現在でもですね、各種そういったレセプトの莫大な情報とかを活用していろんな分野に用いるというふうなことは現在でもされております。その際には、もちろん個人が特定できないように匿名化ということをきちんとして、誰でも使えるようなデータベースにした上で、いろいろ活用するというふうなことは現在でもやっておりますので、その辺はもちろんそれが後退するようなことはないというふうには認識しております。

委員長（尾﨑　孝子議員）

高迫委員。

委員（高迫　照子議員）

ありがとうございます。私たち住民の不利益にならないように、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（尾﨑　孝子議員）

他にございませんでしょうか。田辺委員。

委員（田辺　みき議員）

よろしくお願いします。私も今、高迫委員とちょっと共通する懸念点というところを思いました。まず、この後期高齢者のところから医療ＤＸ化に向けて、具体的にその方針というか、ある程度の方向性は位置づけられているので、一元管理されていくというところになっていくのかなと思ってまして、今、高迫委員もおっしゃったように、この個人の情報というところが、もう病歴からいろんなものが一元管理されてしまって、で、マイナ保険証というところも、まだ本当は全員にと思ってるけど、やっぱりその辺の実際手続上のいろんなトラブルがあったことから、一旦申し込んだけども、やっぱり引き返して資格確認書にするとか、そういった地域の皆さんも現におられまして、政府のほうはなるべく一括で管理できればというところの方向性がいいほうに働ければ本当にいいんですけども、また間違って誤用されたり悪用されたりというところもやっぱり同時に出てこないとは言えなくて、その辺の私も懸念点を持っています。

で、マイナ保険証のところにちょっと少しずれてしまうかもしれないけれども、結局マイナ保険証とか、マイナカードから全部をひもづけして一元化していく方向になっていきたい方向性かなとは受け止めてるんですけども、これは今、今度の７月の末の段階で一旦区切りがあって、それでもさらにやはりマイナ保険証にはせずにとか、マイナカードは持っていても、資格確認書のほうで継続するという動きも同時にありますけど、そういったものは確保というか、そういった本人の自由意思というのは認められていくものなのでしょうか、お伺いします。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

今のご質問の中で確認したいことは、今、マイナ保険証の。

委員（田辺　みき議員）

そうですね。すみません。後期高齢者の方のその懸念点というところで、私も今ちょっと意見を言わせていただくんですけども、ただ後期高齢者の方も、保険証の更新においては資格確認書をそのまま使ったりすることもちゃんとできるんでしょうか。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

まず、今年また来月ですね、また切替えの時期がやってまいります。で、今年は８月以降、来年の７月末まで１年間有効の資格確認書を後期高齢者の被保険者全員に発送いたします。ただ、来年はどうなるかというのは分かりません。

今、国のほうではですね、８５歳以上の方については、マイナ保険証を持ってる持ってないにかかわらず、全員に職権交付を続けるけども、８４歳以下の方については、ある程度そのマイナ保険証もう利用されてる方については、もう発行せずにマイナ保険証を利用していただくというような形にやっていくということがはっきりと示されておりますので、場合によっては来年はこの形のほうに大阪も合わしていく可能性はあるのかなというふうに思います。

委員（田辺　みき議員）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

田辺委員。

委員（田辺　みき議員）

ありがとうございます。今の確認で、まだ今後の方向性としては、更新とかそういったことをせずに、そのまま継続でずっと続けていくっていう方向になるかもしれないっていうとこなんですね。で、よろしいでしょうか。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

現在、国民健康保険の場合、もうマイナ保険証が使える方については、紙の保険証、資格確認書なんですが、それはもう基本的には交付はしておりません。ただ、いろいろね、そのカードが切れたり、マイナンバーカードそもそもの期限が切れたりとか紛失したりとか、そういったとき申し出していただければもちろん対応はするんですけども、基本的にはマイナ保険証をお持ちの方については、もう紙の保険証、資格確認書はもう発行しないという形になっておりますので、後期高齢者医療のほうにつきましても基本的にそういう形にしていくという流れになってございます。

委員（田辺　みき議員）

委員長。
委員長（尾﨑　孝子議員）
田辺委員。
委員（田辺　みき議員）
分かりました。ありがとうございます。以上です。
委員長（尾﨑　孝子議員）
よろしいですか。
他に、ご質疑はございませんか。
委員（前川　和也議員）
はい。
委員長（尾﨑　孝子議員）
前川委員。
委員（前川　和也議員）
よろしくお願いします。今回この挙がってきた議案というのは、連合規約の変更に関する協議についてということで、昨日も総務のほうでですね、水道でも同じような感じの議案が上がってきてたんですけども、この議案がですね、本町議会で可決されてからの流れについて教えていただけたらなと思います。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
委員長。
委員長（尾﨑　孝子議員）
大谷次長。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
では、ちょっと流れを説明させていただきます。すみません。まず、地方自治法の位置づけからの説明になるんですけども、地方自治法の第２９１条の３におきまして「広域連合は規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されております。
同法の第２９１条の１１において、第２９１条の３の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていますので、府内全市町村の議決を経て大阪府知事の許可を得る必要がございます。
大阪府後期高齢者広域連合は、９月の１８日までに府内全市町村において議決をされた後に、９月３０日までに大阪府知事に対して届け出る必要がございます。要するに、さきの社会保険診療報酬支払基金の、その法律の改正の発布日が令和８年１０月１日となってございますので、この１０月の１日までに全ての手続を終えなければいけないという流れになってございます。
以上です。

委員（前川　和也議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

前川委員。

委員（前川　和也議員）

ありがとうございます。であれば、この連合を構成する府内の市町村議会では、恐らくこの６月議会で上がってくるだろうというところで思ってるんですけども、そんな感じでいいですかね。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

私も確認したところ、そうですね、大体９月議会だとやはり間に合わないというところが多いみたいですので、大体この６月議会に上程されるというところが多いというふうに聞いております。

委員（前川　和也議員）

ありがとうございます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

前川委員。

委員（前川　和也議員）

ありがとうございます。もう１点、これは確認なんですけども、今回、連合のほうの規約の変更ということなんですけども、この名称変更が何かしら、この本町の条例なり規約なり、この名称が出てくるものというのはあるんですかね。要は、本町の条例、規約は改正する必要はないと。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

一応この情報を聞いたときに、一応例規のほうとかも、ちょっと情報提供ということでさしてもらっておりますので、その後どうなったかまでは私はちょっと分からないんですけども、もちろん一番関係深いのがこの健康福祉部が、保険課以外にも他の課でもですね、ちょっと関係するようなことあるかと思うんですけども、特に健康福祉部の中でも各所属課において確認しておいてくれよということで声をかけさせていただいたんですが、

特に影響はないというふうに聞いております。

委員（前川　和也議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）

前川委員。

委員（前川　和也議員）

ありがとうございます。確認して、どうなったかまで、しっかり知っておくことが大事かなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（尾﨑　孝子議員）

よろしいですか。

委員（前川　和也議員）

はい。

委員長（尾﨑　孝子議員）。

ありがとうございます。

他に、ご質疑はございませんか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

では、私のほうから質問したいと思いますので、進行を小島副委員長にお譲りいたします。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島　みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。尾﨑委員長、質疑をお願いいたします。

委員（尾﨑　孝子議員）

すみません。後期高齢者医療制度というのは、どうしてこの社会保険のほうの支払基金の名前が変わるので変わるのかというのは、現役世代からの支援金、頂いているんですよね。支払基金を経由して。支払基金を経由した交付金で後期高齢者医療制度はちょっと賄われているというので、広域連合の重要な財源の一つになっているというのを確認しております。

その中で、文面が今のＤＸのほうの名前に変わるということで、ちょっと変更になったと思うんですけれども、ただ質問というよりも確認だけなんですけれども、後期高齢者医療制度は現役世代の社会保険の方からもすごいバックアップしていただいてるっていうのを自負しておかないといけない医療制度ということで、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）

委員長。
副委員長（小島　みゆき議員）
大谷次長、お願いします。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
おっしゃるとおり、後期高齢者医療に係る財源は、１０割のうちの５割は、これは公費、国からのそういった公費で賄われておりますが、残りの５割のうちのまず１割が、これが実際の後期高齢者の被保険者の方が納めていただく保険料が財源となっております。その残りの４割の部分の大部分が我々現役世代ですね。７５歳未満の社会保険や国民健康保険であったりとか、各種医療制度に加入されている被保険者がその拠出する保険料を後期高齢者のほうに仕送りをするというような、そういう流れでございます。
で、それを取りまとめているのが、今回その名称が変わる社会保険診療報酬支払基金、ここがその役割を担っておりますので、一旦我々現役世代の徴収されたそういう支援金は、そこを経由して後期高齢者側のほうに財源が渡っていくという仕組みになってございます。
委員（尾﨑　孝子議員）
はい。
副委員長（小島　みゆき議員）
尾﨑委員長。
委員（尾﨑　孝子議員）
副委員長、ありがとうございます。現役世代の方に本当にバックアップしていただいて、後期高齢者の方の医療制度が成り立っているということを再確認することができました。そして、その名称が変わるのも大事なことだということが分かりましたので。
それとまた、こちらの、そうですね、診療報酬というのは社保のほうもありますけれども、もう一つのほうですね。国保のほう。国民健康保険団体連合会もございますね。こちらのほうにも何か影響あるんでしょうか。お願いいたします。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
委員長。
副委員長（小島　みゆき議員）
大谷次長。
健康福祉部（大谷　貴利次長兼保険課長）
そうですね。一応、今議員おっしゃったとおり、社会保険診療報酬支払基金以外にも国保連合会がございます。で、それぞれ役割分担といいましょうか。まず、国民健康保険で、もちろん先ほど言いました後期高齢者の支援金ですね、そういったものも一たん国保連合会を通じて、申し訳ございません。ちょっと訂正します。
まず、国保連合会のほうにつきましては、主な業務といたしましてはレセプトの審査で

すね。医療機関に診療報酬を支払う際に、医療機関から各種レセプトが回ってきますので、その内容をきちんと点検して、正しいものかどうかをチェックした上で、診療医療機関に診療報酬を支払うという役割がございます。

社会保険の診療報酬支払基金のほうも同様に、協会健保であったりとか健康保険組合のほうから同様にレセプトが回ってきますので、そういった内容点検をしまして、医療保険のほうに医療報酬を支払うという仕事をやっております。ここはどちらも共通する部分でございます。

で、今回の医療ＤＸ化のそういった法改正につきましては、社会保険診療報酬支払基金の、こちらの機能を強化するということで、こちらのほうをまずそういった面で機能を強化するために法律を改正したと。で、それに伴って名称のほうも医療ＤＸというものを表に出すような形で、医療情報基盤という言葉を用いて名称を改正すると。それに合わせて機構も改正するということで、今回の法改正が施行されたというふうになっておりますので。

国保連合会のほうにつきましては、そういった今、動きはございませんので、連合会につきましては、特に今回、名称のほうは全くいらわれておりません。

委員（尾﨑　孝子議員）

ごめんなさい。

副委員長（小島　みゆき議員）

尾﨑委員長。

委員（尾﨑　孝子議員）

ご丁寧にありがとうございます。国保のほうにはまだ影響がないということで、分かりました。これでちょっと私の質問は終わらせていただきます。

副委員長（小島　みゆき議員）

それでは、尾﨑委員長の質疑が終わりましたので、進行を交代させていただきます。

（尾﨑委員長、進行に戻る）

委員長（尾﨑　孝子議員）

副委員長、ありがとうございました。

他に、ご質疑のほうございませんでしょうか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございます。ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第２６号　大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（尾﨑　孝子議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案１件について議了しました。

本日の審査経過並びに結果については、本会議最終日において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（尾﨑　孝子議員）

その他、理事者側で何かございませんか。

（な　　し）

委員長（尾﨑　孝子議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じます。

委員長（尾﨑　孝子議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（是枝　綾子町長）

委員長。

委員長（尾﨑　孝子議員）

町長。

町長（是枝　綾子町長）

本日は大変慎重にご審議をいただき、またご可決をいただき、誠にありがとうございました。

２５日の本会議においてもよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

委員長（尾﨑　孝子議員）

ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日はお疲れさまでございました。

（「午前１０時３４分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和８年６月１６日

福祉文教常任委員会委員長　　尾　﨑　孝　子

福祉文教常任委員会委員　　高　迫　照　子